

第2回宇都宮市歴史公文書選別基準策定懇談会会議録

1 日時 令和3年7月26日(月)午前10時00分から午前10時45分まで

2 場所 宇都宮市役所 14C会議室

3 出席委員

学識経験者 江田 郁夫 委員

弁護士 白井 裕己 委員

公募委員 池田 貞夫 委員

実務精通者 風間 吉之 委員 ※ 事前にWeb形式にて意見聴取

事務局

行政総務課 山川課長, 戸井田課長補佐, 中村管理・文書係長, 浅見総括, 八谷主任

4 会議経過

(1) 開会

(2) 会議の公開・傍聴者確認

本会議は公開として決定

傍聴者なし

(3) 議事(1) 宇都宮市歴史公文書選別基準(案)の策定について

事務局から第1回当懇談会における意見等を踏まえた宇都宮市歴史公文書選別基準の素案について、資料1に基づき説明

事務局 …… 本件に関して、風間委員より、あらかじめ意見を頂戴しているのので、主なものについて説明する。

…… まず、資料1の選別基準の素案全体として、風間委員から修正の方針、考え方について、特段の意見はなし。

…… 次に、資料1の「1基本的な考え方」、「2選別基準表」について、選別基準全体における表現の整合性等を図るとよいということと、選別基準が市で扱われている全ての文書を対象としているということに対し、例えば、教育委員会における教育行政に関する文書はどの項目で扱うのかを分かりやすくすることが望ましいと意見をいただいている。

会長 …… 事務局からの説明をいただいた。委員の皆様から御意見・御質問等をいただきたい。

委員 …… 歴史公文書に係る出資法人等の文書の取扱いについて、第1回懇談会で「将来的には該当する機関にも同様な仕組みで対応を」となったが、改めてどのような対応となるか。

事務局 …… 現在のところは、出資法人等の重要文書は所管課において保存の後、歴史公文書選別の対象とする対応を考えている。出資法人等の文書の保存については、今後関係例規を整備していく中で言及していきたい。

委員 選別基準案について、きちんと整理されおり、内容的にも問題ないと思っている。
この基準の総括は行政総務課となると思うが、公文書を扱う専門の機関がない中、
選別や市民利用対応等の業務を行政総務課のみで行っていくのか。公文書だけではなく、
現在、資料の収集・整理・保管等を担う図書館等との役割分担も図っていくのか。

事務局 委員御指摘の役割分担を含め、歴史公文書選別に係る作業の流れ等今後の進め方については第1回懇談会において多くの御意見をいただき、今回の会議でも議事(2)で再度議論いただこうと考えていたところである。第1回懇談会の資料については職員目線で作成していた部分が多くあったことから、議事(2)の資料については前回のいただいた御意見を反映するとともに全体の流れをより分かりやすく修正したので、改めて御意見をいただきたいと考えている。

全体の進め方について、委員の皆様から御意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えているが、事務局としては、外部の委託業者と、市内部の専門的な知識を有するアーキビスト等と各所管課とでそれぞれ連携を図りながら進めていくことを考えている。

会長 それでは、議事(1)の宇都宮市歴史公文書選別基準・案の策定については、御意見も出尽くしたようなので、本日の意見をもって、当懇談会としての宇都宮市歴史公文書選別基準（案）としたい。よろしいか。

また、後日、委員から、文言の追加・変更など軽微な修正の指摘をいただいた場合には、会長一任で対応させていただきたいがよろしいか。

各委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。事務局には、引き続き、歴史公文書制度の適切な運用に向けて、準備を進めていただきたい。

(4) 議事(2) 歴史公文書の運用に係る今後の進め方について

事務局から歴史公文書の運用に係る今後の進め方について、資料2に基づき説明

事務局 本件に関して、風間委員より、あらかじめ意見を頂戴しているので、主なものについて説明する。

まず、別紙1に対する意見等。

1点目は、選別された文書を電子化する際、テキストデータを画像データにのせた状態で取扱う場合、検索性のメリットはあるが、非開示情報がある場合画像のマスキングのみではなく、テキストデータの削除も行う必要があり、取扱いの作業量が増加する。

2点目は、選別フローの中で、選別された文書をデータ登録した後、廃棄するとなっているが、国立公文書館では移管された文書は永久保存となり、データ等の複製を作成しても廃棄はしないので、廃棄については今後の規定等の整備の中で適した方法

を選択していただきたい。

3点目は、目録確認後の移管について、移管すると管理主体が変わると見なされ、原課が情報公開の対応が不要になるといいう事務負担軽減のメリットはあるが、宇都宮市で想定している運用と照らした場合、移管という記載が適切であるかどうか検討したほうがよい。

次に、別紙2の市民利用手法案についての意見等。風間委員への説明の際に、利用請求によって公開した文書は随時、自由閲覧として登録する運用も想定しているとの説明に対していただいた意見となり、利用請求による公開後に自由閲覧データとしていく場合、個人情報などは請求者本人かそれ以外かによって公開の対応が変わってくるので、対応は慎重に行うこと、また、利用審査の基準も必要になってくると意見をいただいた。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

会 長 事務局からの説明をいただいた。委員の皆様から御意見・御質問等をいただきたい。

委 員 歴史公文書に選別された文書はPDFデータとした後、廃棄するとなっているが、法的に、データ化された文書は訴訟などにおける根拠資料となり得るのか。

会 長 訴訟などにおける根拠資料としては、原本が紙媒体の文書の場合、紙の原本は必要となってくる。

委 員 原本を廃棄することについては課題もあると思うので、課題を明らかにし、PDFデータのみで課題がクリアできるもののみ廃棄するという対応が望ましいのではないか。

事務局 御指摘のとおり、文書によっては紙媒体での原本が必要になることは想定される。電子化による効率化と併せ、紙媒体での原本保存が必要な文書は電子媒体と紙媒体の両方を管理していく体制を考えていきたい。

委 員 そのような考えであれば、別紙1の記載だと誤解が生じる。データ化＝紙文書の廃棄ではないことが分かる表現とした方がよい。

また、紙媒体の原本を歴史公文書として残していく場合、温度湿度管理も必要であり、保存体制もセットで考える必要がある。マイクロフィルム等は、前回も申し上げたが、保存環境が悪いと酸化してしまう。書庫や倉庫等でこれまでどおりのやり方で行政総務課が全て管理するというのは少し違うのではないかとの思いがある。

別の話となるが、歴史公文書は保存期間満了文書（＝非現用文書）であり現用文書ではなくなることから、原課の管理から離れた状態になる。その状態で市民利用に供する場合、個人情報がある場合はマスキング等の作業が発生し、個人情報に係る部分では請求者本人からの利用申請であるか等の窓口対応も必要になってくるが、どのよ

うな体制での対応を想定しているのか。

事務局

市民利用頻度等の想定や事務負担等のバランスを勘案し、効率的に市民利用に寄与できる体制づくりを進めていきたいと考えている。

会 長

行政総務課のみで完璧に行っていくことは難しい。各部局には歴史公文書の価値を認識した上で運用してもらい、その上で連携していく必要がある。

委 員

宇都宮市史を例に考えた場合、書籍自体を図書館に設置しつつ、歴史公文書システムにおいても電子データで閲覧できるようになるということか。また、市史編さんに関する資料については、文書自体の所管は行政総務課だが保存場所は図書館になっており、今後歴史公文書システムで管理されるとなると、市史に掲載されている写真を借りたい場合はどのような対応になるのか。図書館等、他部局との役割分担についても考える必要があると考える。

事務局

現在、文書の保存場所は、本庁書庫や図書館、各課などに分かれている。市民利用について基本的には歴史公文書システム上での公開・閲覧を想定しており、原本（紙）での閲覧を希望する場合には保存場所や閲覧場所等についても記載した目録の作成についても考えている。

委 員

市民の利便性を考えると、窓口（閲覧できる場所、利用申請を受ける場所、相談できる場所）は一本化されていることが望ましい。

委 員

図書館等に併設して文書館のようなものがあると市民としては利用しやすい。

委 員

PDF化したデータをシステム上で検索・閲覧できることは利便性も高まり理想的であるが、個人情報のあるものもあり対象となる文書は多くないと思われる。今後検討する公開基準等が具体的になればイメージしやすいのだが、現状、どの程度の文書が自由に検索・閲覧できると想定されるか。ごく一部しかないのであれば、ほぼ窓口対応になってしまうのではないか。また、他都市などの状況について把握しているのであれば伺いたい。

事務局

現在、全体文書量の全庁調査を行っている最中であり、どの程度がシステム上で自由検索・閲覧の対象となる文書になるのかの把握はこれからになるが、今後検討する個人情報等の公開基準を仮定すると、委員御指摘のとおりかなり限られてくるものと想定される。

しかし、文書そのものを公開できないとしても、文書の概要（文書件名、作成年、作成部署等）を掲載した目録については公開していくので、歴史公文書システムでこれらの情報を検索し、文書の見当を付けることは可能となる。また、現用文書におけ

る情報公開制度では、事務事業の執行に支障がある部分などは非公開としているが、歴史公文書ではそのような支障がなくなるなど、現用文書よりも公開できる文書の範囲は広がっていくものと想定している。

委員 参考資料として相模原市の公文書管理条例の項目が示されているが、宇都宮市として市民のために公文書という財産を将来にわたって残していくということであれば、条例を制定する方が市民の関心も高まり良いのではないかと思う。

会長 制度の重みも違うので、ぜひ条例でやっていただきたい。
意見も出尽くしたようですので、事務局で取りまとめていただき、当懇談会の意見として今後の歴史公文書制度の導入の準備等に当たり生かしていただきたい。

(5) その他

歴史公文書の運用に係る今後の進め方について、市民公開等の対応の検討に当たり、必要に応じて懇談会を開催する旨を説明

(6) 閉会